

茨城県企業局が発注する完全週休2日制促進工事の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取り組みの一環として、休暇の拡大を促進するにあたり、その効果や課題を把握するとともに、労働環境改善に対する意識向上を図るために実施する完全週休2日制促進工事（以下「週休2日制促進工事」という。）の発注等をするため、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 完全週休2日制とは、工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従前どおり確保したうえで、すべての土曜日並びに日曜日を現場閉所日とすることをいう。

- 2 現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含めない。
- 3 休工日とは、通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請企業等も含め終日一切の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行わない日のことをいう。
- 4 経費補正等基準とは、完全週休2日制での施工を設計図書に位置付けて施工する場合に適用する積算基準（各種経費の補正基準）のことをいう。

(週休2日制促進工事の対象)

第3条 現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事は、原則すべてを週休2日制促進工事の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急対応のための工事
- (2) 工程や完成時期に制約のある工事
- (3) 経費補正等基準が定められていない工事
- (4) 事業等の性質上、完全週休2日制での施工に伴う工事費の増が認められない工事（災害復旧工事等）
- (5) その他、週休2日制促進工事に適さないと発注者が判断する工事

(週休2日制促進工事の発注方式)

第4条 週休2日制促進工事は、次の各号のいずれかの方式により発注することとする。

- (1) 発注者指定型
 - ・ 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。
 - ・ 発注時の予定価格算定にあたっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこととする。
- (2) 受注者希望型
 - ・ 発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。
 - ・ 完全週休2日制での施工については、契約後、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定することとする。
 - ・ 受発注者協議により完全週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。

2 前項の(1)、(2)の各方式の適用基準は、以下の各号による。

- (1) 第3条に規定する対象工事のうち、予定価格3千万円以上の土木一式工事については、

原則、発注者指定型を適用する。なお、予定価格3千万円以上の土木一式工事以外であっても、発注者が必要と認める場合は、発注者指定型を適用できるものとする。

(2) 第3条に規定する対象工事のうち、発注者指定型以外の工事は、原則、受注者希望型を適用する。

(実施工程の作成)

第5条 発注者指定型の週休2日促進工事受注者、受注者希望型の週休2日促進工事受注者のうち受発注者協議により完全週休2日制での施工が決定した受注者（以下「受注者」という。）は、工事着手までに、完全週休2日制で施工するための実施工程を立て、監督員と協議することとする。

(工期の延長)

第6条 第5条の規定に基づき実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約約款第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

(受注者の取組事項)

第7条 受注者は、完全週休2日制により工事を進めるものとする。

- 2 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。なお、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。
- 3 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施することとし、別紙様式1を作成してその写しを工事着手日までに監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板（工事中看板）及び工事説明看板に、完全週休2日制で施工することを標示するものとする。
- 5 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に提示し、現場閉所の実績について確認を受けるものとする。（工事完成通知書の提出までに、すべての現場閉所実績について確認）
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
 - (2) 下請企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が完全週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮することとする。

- (1) 第5条で定める実施工程による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。
- (2) 第6条で定める受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。
- (3) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(工事成績評定等)

第9条 週休2日促進工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取り組みについて、工事成績評定において評価することとする。

- 2 週休2日促進工事のうち、発注者指定型の受注者が、設計図書に基づく完全週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。
- 3 週休2日促進工事のうち、受注者希望型の受注者が、受発注者協議により完全週休2日制で

施工するとしても関わらず、完全週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

(履行実績取組証の発行)

- 第10条 受注者が設計図書に基づき取り組みを実施し、現場閉所率75.0%以上で工事を完成させた場合、発注者は、工事成績評定通知時に様式2により受注者に対し履行実績取組証を発行するものとする。
- 2 本局発注工事においては、前号によらず、工事を担当(監督)した水道事務所の長が発行するものとする。
 - 3 現場閉所日確保率が75.0%未満となった場合、履行実績取組証は発行しないものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月16日以降入札公告等をする工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月9日以降に完成する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に起工決議する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月25日以降に第7条第2項の規定に基づく振替現場閉所日の協議を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日以降に起工決議する工事から適用する。

完全週休2日制での施工に関する関係者確認書

工事名：

受注者（元請企業）確認事項

- 1 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、完全週休2日制で施工することについて十分説明したうえ、理解を得ております。(今後、追加がある場合も同様にします。)
- 2 下請企業(1次)に対し、完全週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております。(今後、追加がある場合も同様とします。)

年 月 日

受注者名

代表者名印

1次下請企業等確認事項 (施工体制台帳に記載される全ての下請負人(1次)が対象)

- 1 元請企業から、完全週休2日制での施工について十分な説明を受けた上、その趣旨に賛同し、契約を締結しております。(今後、追加がある場合も同様にします。)
- 2 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、完全週休2日制での施工について十分説明したうえ、理解を得ております。(今後、追加がある場合も同様とします。)
- 3 下請企業(2次)に対し、完全週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております。(今後、追加がある場合も同様とします)。

年 月 日

1次下請企業名

代表者名印

年 月 日

1次下請企業名

代表者名印

年 月 日

1次下請企業名

代表者名印

(お知らせ) 完全週休2日制工事における経費補正

本工事における発注者(県)と元請との契約においては、完全週休2日制で施工することにより、労務費に1.05、機械経費(賃料)に1.04、共通仮設費率に1.04、現場管理費率に1.06の補正係数が適用されます。

※ この確認書の原本は、受注者(元請企業)が保管すること。

※ 受注者(元請企業)は、この確認書の写しを1次下請企業に交付するとともに、監督員に対しても工事着手までに提出すること。

第 号
年 月 日

(受注者名) 殿

茨城県企業局〇〇水道事務所長

完全週休2日制促進工事における履行実績取組証 (通知)

貴社が施工した下記工事について、完全週休2日制での取組状況を確認した結果、履行実績取組証の発行基準を満たしていることを確認しましたので、履行実績取組証(本紙)を通知します。

記

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

4 履行実績

当該工事において、設計図書に基づき次のとおり取り組みを実施している。

履行実績 ※	現場閉所日確保率	備 考
	100%以上	工事期間中の土曜日、日曜日は100%現場閉所した (4週8休相当)
	87.5%以上100%未満	工事期間中の土曜日、日曜日は87.5%以上100%未 満の割合で現場閉所した(4週7休相当)
	75.0%以上87.5%未満	工事期間中の土曜日、日曜日は75.0%以上87.5%未 満の割合で現場閉所した(4週6休相当)

※ 現場閉所日確保率の実績に応じ、いずれかに○印を付ける。

(参考) 第7条第4項に基づく標示板等の記載例



▲標示板(工事中看板) 記載例



▲工事説明看板 記載例

【営繕工事等、上記の工事看板が設置されない工事における取扱い】

“土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板”に相当する工事看板が設置されない場合は、外部から見やすい場所に設置されるその他看板類に標示することで対応されたい。